随意契約結果表(委託等契約)

所属名	山梨県 林政部 県有林課
契約締結年月日	令和 4 年 6 月 20 日
契約者名	一般社団法人山梨県公共嘱託登記司法書士協会
契約名	県行分収林に係る相続登記相談等業務委託契約
契約金額 (税込み)	2,029,596 円を上限とする。
随意契約理由	本業務は、専門知識を有する司法書士に委託することに加え、県内各地に居住する相談希望者に対し、出張訪問により相談、支援業務を行うことが可能な団体に委託する必要がある。 一般社団法人山梨県公共嘱託登記司法書士協会は、県内各地の司法書士が所属し、相続人に対して相続登記相談・支援を行ってきた実績があり、県内全域に出張が可能であることから、本業務を遂行出来る唯一の団体と認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号